

けずって当てよう!

セッピースクラッチ

市では、より多くの人に参加でき、消費喚起につながる「セッピースクラッチ事業」を実施します。

500円のお買い物や飲食・サービスにつき、スクラッチカードを1枚配布します。スクラッチカードは、「1,000円券」「300円券」「はずれ券」の3種類で、次回以降のお買い物でご使用いただけます。

※はずれ券を集めると、独自のサービスを受けられる店舗があります

参加方法 参加店で500円のお買い物、飲食、サービスにつきスクラッチカード1枚配布

実施時期 11月11日(金)～12月11日(日)

※1回のお支払につき5枚まで

※参加店は、市内公共施設などに配布するガイドブックや市ホームページで紹介

※期間中でも、各店舗でなくなり次第終了

問合せ 産業振興課へ



非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金のご案内



◀詳細は市ホームページへ

■ **支給対象者** ※いずれも住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

①**非課税世帯** (令和4年9月30日現在、摂津市に住民登録があり世帯全員が令和4年度分の住民税均等割非課税の世帯)

②**家計急変世帯** (令和4年1月～12月に、予期せず家計が急変し、世帯全員の収入が住民税非課税相当(※1)の水準に下がった世帯)

(※1) 令和4年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1カ月収入×12)が下表の非課税相当限度額(収入額ベース)以下であること

扶養人数 (配偶者・扶養親族)	非課税相当限度額	
	(収入額ベース)	(所得額ベース)
0人	100万円	45万円
1人	156万円	101万円
2人	205万7,000円	136万円
3人	255万7,000円	171万円
4人	305万7,000円	206万円
本人が、障害者・未成年・寡婦・ひとり親の場合	204万4,000円(未満)	135万円

■ **給付金額**

1世帯5万円を世帯主に支給

※1世帯1回(①②の重複受給は不可)

■ **手続方法**

①対象世帯に送付する確認書を返送(手続きがない場合、給付金は支給されません)

②郵送または窓口で申請書と必要書類を提出

※申請書は、市ホームページからダウンロードまたはコールセンター連絡後に郵送

コールセンター

▽**手続きに関すること**

市コールセンター ☎06(6170)1538

午前9時～午後5時15分(土日祝、12月29日～1月3日を除く)

▽**制度に関すること**

内閣府コールセンター ☎0120(526)145

午前9時～午後8時(土日祝、12月29日～1月3日を除く)

詐欺に注意! 給付金を装った特殊詐欺や個人情報搾取にご注意ください。

給付金の支給にあたり、ATMの操作や現金の振り込みを求めることは絶対にありません。